

栗原市テイクアウト転換等支援補助金のよくある質問

R2.5.29 現在

Q1 この補助金の目的は？

A この助成金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に飲食店や宿泊施設などへの経済的影響が大きいため、新たにデリバリーやテイクアウト事業を実施した事業者の方への支援策として、栗原市独自の補助事業です。

Q2 どのような事業が対象となりますか？

A 店内での飲食を主として提供していた飲食店等を経営、または経営予定だった事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響による来客数の減少、又は経済的影響による経営転換により、令和2年3月1日から令和2年8月31日までの間に、デリバリー又はテイクアウト事業に転換、事業拡大、新規参入した場合、補助金の交付対象となります。

Q3 補助金が支払われるまでにどのような手続きがありますか？

A デリバリーやテイクアウト事業を実施するため、令和2年3月1日から令和2年8月31日までの期間内に支払った経費のうちの2分の1（円未満切り捨て）、上限10万円を補助金として交付します。

補助金が支払われるまでの手続きは次のとおりです。

- ①補助金交付申請書兼請求書（事業者→市）
- ②交付決定通知書兼確定通知書（市→事業者）
- ③補助金の支払い（市→事業者）

Q4 申請に必要な書類は何ですか？

A 様式第1号 交付申請書兼請求書のほかに下記のとおり添付書類が必要です。

【必要書類】

- ①補助対象経費に掛かる領収書等の写し

※領収書の金額が一式の場合、請求明細書等、経費内訳のわかる書類も添付してください。

※口座引き落としなどで、領収書の添付ができない場合は、通帳などの口座引き落としが確認できるページの写しを添付してください。その際、請求明細書等、経費内訳のわかる書類も添付してください。

※領収書の写しについては、様式第1号の「4 補助対象経費」の区分ごとにコピーしてください。

- ②通帳等の写し

※申請者名義の通帳に限ります。金融機関、支店名、口座番号、フリガナ等の確認できるページをコピーしてください。

- ③営業許可証の写し

- ④デリバリー、テイクアウトを開始した日が令和2年3月1日以降であることが確認できる書類

※チラシ、写真、ウェブサイト、SNSなどのスクリーンショットなど

- ⑤様式第2号 誓約書

- ⑥本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証など）

※運転免許証、保険証など、住所の記載や変更事項の記載が裏面にある書類については、表、裏面ともコピーしてください。

※マイナンバーカードを添付する場合は、表面（マイナンバーの記載がない面）のみコピーしてください。

※マイナンバーの通知カードは、本人確認書類とはなりませんのでご注意ください。

⑦提出書類チェックリスト

※チェックリストの提出用チェックボックスにチェックし、不足する書類がないか確認してください。

Q5 補助金の対象となる事業者を教えてください。

A 栗原市内に店舗のある飲食事業者で下記のすべてに該当する方が対象となります。

①飲食店等の所在地が栗原市内であること。

②令和2年3月1日から令和2年8月31日までに、デリバリー・テイクアウトを開始した（開始する予定）であること。

③デリバリー・テイクアウト事業を補助金申請日時点で終了していないこと。

④すでにこの補助金を受けていないこと。

⑤暴力団又は暴力団員でないこと。

Q6 補助金対象事業者について限定はありますか。

A 店内での飲食を主として提供していた飲食店等を経営、または経営予定だった事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から令和2年8月31日までの間に、デリバリー又はテイクアウト事業に転換、事業拡大、新規参入した場合、補助金の交付対象となります。

Q7 テイクアウト、デリバリー専門の弁当店を営んでいます。対象になりますか？

A 店内での飲食を主として提供する飲食店等が対象となります。テイクアウト、デリバリー専門店については、店内での飲食を主としておりませんので、対象外となります。

Q8 この補助金を複数回受けることはできますか？

A この補助金を複数回受けることはできません。

Q9 市内に複数店舗展開していますが、それぞれ店舗ごとに申請できますか？

A 各々の店舗でデリバリー、テイクアウトを行っているのであれば、店舗毎に申請することが可能です。

Q10 市内に数店舗所有しており、経理は一括で管理しています。その場合の申請方法は？

A 店舗ごとの経理が明確に分かれているのであれば、それぞれの店舗毎に申請となります。

経理が一括となっている場合は、商工観光部田園観光課（0228-22-1151）までお問い合わせください。

Q11 どのような経費が対象となりますか？

A 新たにデリバリー、テイクアウト事業を開始するための経費がすべて対象となります。詳しくは別添の「想定される経費（例）」を確認してください。

Q12 対象とならない経費はありますか？

A 店内での飲食に対する経費や店舗の光熱水費などは対象となりません。

Q13 対象となる経費に消費税は含まれますか？

A 実際に支払った消費税を含む額が対象経費となります。

Q14 補助金はいつもらえますか？

A 補助金の申請書兼請求書の提出を受けた後、書類審査を行い、市から栗原市テイクアウト
転換補助金交付決定通知書兼確定通知書をお送りします。

交付予定日については、通知書に記載いたしますが、おおむね申請より2週間程度を見込んでいます。

Q15 デリバリーに参入するための人件費は対象となりますか？

A 人件費については、対象となりません。

Q16 補助対象期間内に支払ったすべての経費が対象となりますか？

A 店内での飲食提供を主として行っていた事業者（予定者も含む）が、デリバリー、テイクアウトに転換するために支払った経費が対象となります。

Q17 実際の申請額はどのように計算したらいいですか？

A 様々なパターンが考えられますが、一例として以下ようになります。

- ・テイクアウト用容器 500個（税込み単価 100円）
 $500 \text{ 個} \times 100 \text{ 円} = 50,000 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$
- ・テイクアウト用容器のふた 500個（税込み単価 20円）
 $500 \text{ 個} \times 20 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円} \dots \textcircled{2}$
- ・おしぼり（紙おしぼり等） 500個（税込み単価 5円）
 $500 \text{ 個} \times 5 \text{ 円} = 2,500 \text{ 円} \dots \textcircled{3}$
- ・名入れ割りばし 10,000膳（税込み単価 3円）
 $10,000 \text{ 膳} \times 3 \text{ 円} = 30,000 \text{ 円} \dots \textcircled{4}$
- ・テイクアウト周知用チラシ
印刷製本費 55,000円 $\dots \textcircled{5}$

$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}$

$50,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 2,500 \text{ 円} + 30,000 \text{ 円} + 55,000 \text{ 円} = \underline{147,500 \text{ 円}} \text{ (対象経費)}$

補助率は対象経費の2分の1となるので

$147,500 \text{ 円} \div 2 = 73,750 \text{ 円}$

申請する際は円未満切り捨てとなり、申請額 73,750円 となります。